

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	製菓衛生師法	法令の番号	昭和41年法律第115号
許認可等の種類	製菓衛生師の免許	根拠条項	第3条
審 査 基 準	<p>1 都道府県知事が行う製菓衛生師試験に合格した者であること。</p> <p>2 製菓衛生師法第8条第2号の規定により免許の取消処分を受けた後1年を経過しない者には、免許を与えない。</p> <p>3 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者には、免許を与えないことがある。</p>		
受付機関	保健所 生活衛生課（県外）	処理機関	生活衛生課
		交付機関	保健所 生活衛生課（県外）
		標準処理期間	15日
		標準経由期間	8日
		目次NO	